

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	兵庫県日本海べにずわいがに漁業	6,254トンの内数



兵庫県告示第809号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年8月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を